第百三十四号議案

東 京 都 動物 0) 愛護 及 び 管 理 13 関 する 条 例 0) 部 を改正 する

右の議案を提出する。

令和三年六月一日

出 者 東京都知事 小 池

百

合

子

提

東 京 都 動 物 0) 愛護及 び 管理に 関する条例 の 一 部を改正 す る 条例

東 京 都 動 物 0 愛 護 及 び 管 理に 関 す る条例 平 成 十八年東京都条例第四 号) 0) 部を次 0) ように改正する。

第 + 兀 条 中 動 物 O愛 護 及び 管 理に 関する法律 施行! 規 則 平 成十八年 環 境 省 令 第一 号。 以 下 法施 行規 則 とい う。 第

扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動

物

0)

管

理

0)

方法等

0)

基準を定め

る

省

令 和三年 -環境省 令 第七 号。 以 下 基準省令」という。 第二条の基準を遵守する」 に改め る。 条に規定するも

0)

∅□

を

第

種

動物取

十六条第三 項 中 法 施 行 規則 を 動 物の愛護及び 管 理に 関 する法律 :施行 規 則 平 成 + 八年 -環境省: 1令第 号。 以 下 法 施

行規則」という。)」に改める。

第 十六条の 三中 法施 行 規則第 + 条 0) 九 に 規 定 するも 0) 0) を 基 準省令第三条の 基 準 -を遵 守 する」 に改め

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

第 種 動 物 取 扱業 者及び 第二種 動物 取 极業者 が 取 ŋ 扱 う動物 0) 管 理 0) 方法等の基準を定める省令 令和 三年 環 境省令第七

号)の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。

第 百 + 兀 号 議 案 東京 都動 物 0) 愛護 及び 管理に関する条例 0) 部を改正する条例